

# 平成29年度 南丹市商工会中小企業等復興支援事業補助金のご案内

中小企業応援隊による伴走支援により、平成29年台風21号による被害を受けた中小企業等の復旧・復興を緊急支援いたします。

対象事業者	市内に事業所を有する中小企業等 *平成29年台風21号により被害を受け、復旧・復興などを旨とする被災(り災)証明書 <sup>1</sup> を有する者 ※被災(り災)証明書は南丹市へ申請し証明を受けてください。		
対象事業内容	設備更新、機器の修理、店舗修繕をはじめとする中小企業等の一日でも早い事業再開・再生、売上回復などに繋がる事業		
対象経費(例)	<b>【被害による復旧・復興等の取組に係る経費】</b>		
	項目	対象経費(例)	
	(1) 大規模な設備更新に対する補助	ボイラー・保冷庫等設備の買い替え、事業用車両の買い替え、屋根・壁・床等の店舗修繕等	
	(2) 小規模な機器の修繕等に対する補助	機械等の修繕、畳入れ替え、屋根・床修繕、店内清掃・消毒費、什器備品類買い替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費、復旧セール開催経費、チラシ印刷等	
	[補助対象経費に含まれないもの] 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用		
補助金額	<b>【補助金の補助率及び補助上限額】</b>		
	項目	補助率	補助上限額
	(1) 大規模な設備更新に対する補助	15%以内	上限100万円 下限10万円
	(2) 小規模な機器の修繕等に対する補助	2分の1以内	10万円
対象事業期間	平成29年10月22日(日)～平成30年2月28日(水)までに実施される事業が対象		
申請受付期間	平成29年11月13日(月)～平成29年12月28日(木)		
交付決定	(1)申請内容等により審査しその結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定する。 (2)必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定します。		
その他	(1)補助金の支払いは、原則、取組(事業)終了後の精算払いとします。 (2)補助事業申請、遂行及び実績報告は、中小企業応援隊員の確認を必要とします。 (3)補助金の交付決定内容又は条件に違反し、再三の指示に従わなかったときは交付決定を取り消すことがあります。		

## 《お申込み・お問い合わせ先》

南丹市商工会 本所 ☎0771-42-5380 園部支所 ☎0771-62-0766  
日吉支所 ☎0771-72-0224 美山支所 ☎0771-75-0021